

『中城村景観計画』

【概要版】

景観とは、建物やまちなみ、山や海、公園、田畑、人々の暮らしなど、私たちが目ごる接している、まちの様子のこと全てを指します。本村には、世界遺産「中城城跡」をはじめとして、独自の歴史・文化を有し、緑地や海などからなる豊かな自然環境や、サトウキビ畑等による生業景観、中城湾から内陸部にかけて緩やかにつながる地形など素晴らしい景観が良好な形で残されています。一方で、南上原区画整理事業の進展等により、。。。。。

本計画は、自然、歴史、文化等を活かしながら、開発と保全のバランスを保ち、さらに村民が地域に対する誇りと愛着を持てる魅力ある地域の形成を図ることを目的として策定されました。そのため、景観関法に基づく実行性のあるルールを定め、村民・事業者・行政等がそれぞれの役割のもと、協働により計画的、実効的な景観づくりを進めていきます。

村民、事業者の皆さまには、。。。。。

◆大切にしたい中城村の景観

●自然の景観

本村は、自然景観の骨格としての斜面緑地や、太平洋に面する海岸線など、豊かな自然景観を有しています。この自然景観と調和した景観づくりが必要です。



斜面緑地の景観



海岸線の景観

●歴史・文化の景観

本村には、中城城跡をはじめとした多くの歴史・文化の景観が残されています。これまで受け継がれた大切な歴史を感じる景観を、これからも引き継いでいきます。



中城城跡



民俗芸能（祭り）

●生活・産業の景観

本村は、サトウキビ畑を主とした農村景観が特徴です。他にも、漁業、工業などの産業景観や道路、公共施設などの生活景観があり、バランスのとれた景観形成が必要です。



農業の景観



道路の景観

●集落の景観

本村には、古くからの形態を残す集落と、南上原地区などの新たに形成された集落が存在します。どちらも、地区特性に応じた景観形成を進めていくことが必要です。



歴史のある集落



南上原地区

◆基本理念

「とよむ中城」心豊かな暮らしを支える風景づくり

◆景観形成方針

- (1) 歴史ある文化を継承する景観づくり
- (2) 自然と調和した景観を保全・活用する景観づくり
- (3) 生活と産業の発展につなげる景観づくり
- (4) 集落ごとの個性を活かした景観づくり
- (5) 地域のみんなで取り組む参加型の景観づくり

◆景観計画区域

本村では、村全域にわたって数多くの景観資源が分布しており、それら景観資源の一つ一つが地域の個性を感じさせる大切な景観です。この景観をさらにより良い景観へと育てていくためには、村全域にわたって対策を講じることが必要です。

そこで、本計画では、村全体を景観計画区域として設定し、景観誘導を図るものとします。

【景観形成重点地区の設定】

本村の景観特性を特に色濃く表している代表的な地区を景観形成重点地区とし、該当する地区の特性に応じた、きめ細やかなルールを設定し、より積極的な景観の保全・誘導を図っていきます。

①中城城跡周辺地区

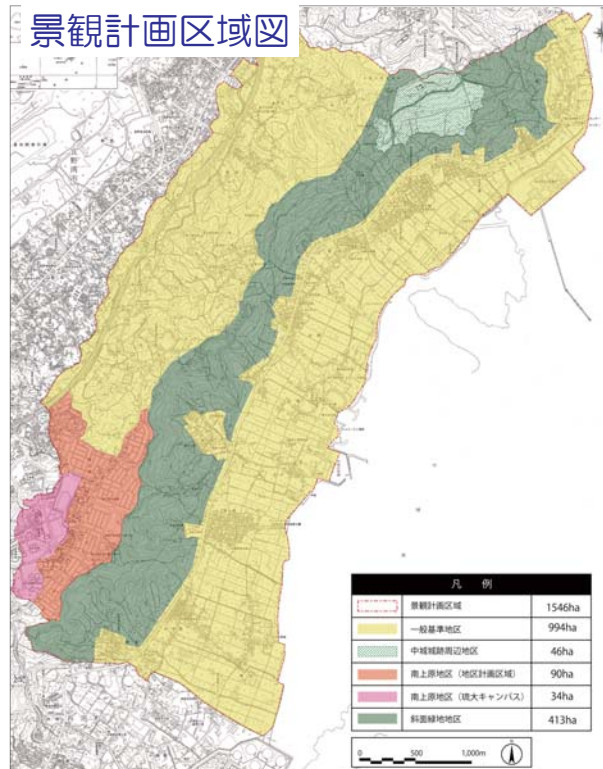
県営中城公園

②南上原地区

南上原区画整理地区と琉球大学南上原キャンパス

③斜面緑地地区

※上記3地区に以外が、一般基準地区となります。



◆届出について

本村の美しい自然や歴史、文化と調和した中城村固有の魅力ある景観を形成するためには、景観に大きな影響を与える建築物や工作物の新築、新設、増築、改築、移転または外観の変更等、下記の項目については、事前に届出が必要となります（届出対象行為）。届出対象行為は地区によって異なりますが、該当する場合には、行為の制限（景観形成基準）に合致することが求められます。

【届出対象行為】

届出対象の範囲 対象行為		景観形成重点地区			一般基準地区
		中城城跡周辺地区	南上原地区	斜面緑地地区	
①建築物の建築等		すべての建築行為			高さが10mを超える建築物、若しくは延べ面積が500㎡を超える建築物
②工作物の建設等	塔状工作物類、遊戯施設類	すべての建設行為			高さ10mを超えるもの（ただし電柱を除く）
	製造施設、貯蔵施設、処理施設、自動車庫等	すべての建設行為			高さ10mを超えるもの、又は築造面積500㎡以上
	垣、柵、塀、擁壁等	すべての建設行為			高さ2mを超えるもの
	橋梁・歩道橋・高架道路類	すべての建設行為			延長20mを超えるもの
	墓園類	すべての建設行為			墓園類で、築造面積300㎡以上のもの
		パネル面積の合計が200㎡以上のもの			
③開発行為					
④土地の開墾及びその他の土地の形状の変更		すべての行為	500㎡以上のもの		面積500㎡以上、又は切土又は盛土によって生ずる法面若しくは擁壁の高さが3m以上のもの
⑤木竹の伐採		すべての行為	—		植栽、伐採面積が500㎡以上のもの
⑥屋外における物件の堆積					堆積を行う土地面積の合計が堆積規模500㎡以上、又は堆積の高さ4mを超えるもの
⑦水面の埋立て		—			規模に関わらず全ての埋立て
⑧特定照明		届出が必要な建築物及び工作物について、夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う特定照明の新設、増設、改設若しくは移設又は色彩等の照明方法の変更			

【景観形成基準の例】

- ・建築物、工作物は各地区に定められた高さ基準を守る。
- ・建築物、工作物は大規模な壁面を避け、背景となる斜面緑地の輪郭線（スカイライン）をはじめとした周辺の自然景観に与える影響を軽減する。
- ・建築物、工作物の外壁及び屋根の色は、各地区に定められたマンセル値の基準を守る。
- ・道路境界部では、生垣や芝等による緑化や琉球石灰岩の石積みなど、歴史的文化や自然との調和に努める。
- ・開発行為において擁壁を設置する場合は、周辺の景観と調和した形態意匠及び素材となるように工夫する。